

第6編 環境衛生

第1章 食品衛生

ポイント

- ・福井県食品衛生監視指導実施要領に基づき、業種ごとに定期的に各施設に立ち入り、監視指導を行った。
- ・ふぐ、かき等の特産品についても流通が広域化している為、表示や品質管理の徹底を指導するとともに、定期的な収去検査を実施した。

1 食品衛生法に基づく施設数

(1) 許可を要する施設

許可を要する施設数は表1のとおりである。食品衛生法第52条に基づく要許可34業種のうち、管内には23業種で施設数は1,842施設となっており、前年度と比較して41施設減少した。今年度は917施設の監視指導を行った。

表1 食品衛生法に基づく許可を要する食品関係営業施設 (H27.3.31現在)

業種	区分	営業施設数	営業許可施設数		廃業施設数	処分件数 (H26年度)						告発件数 (H26年度)		調査・監視指導施設数
			継続	新規		営業許可取消命令	営業禁止命令	営業停止命令	改善命令	物品棄命	その他	無許可営業	その他	
飲食店営業	一般食堂・レストラン等	320	51	24	36	-	-	-	-	-	-	-	-	208
	仕出し屋・弁当屋	85	5	7	3	-	-	-	-	-	-	-	-	56
	旅館	293	34	1	9	-	-	-	-	-	-	-	-	217
	その他	287	26	25	31	-	-	1	-	-	-	-	-	82
菓子(パンを含む)製造業		97	6	4	5	-	-	-	-	-	-	-	-	62
乳処理業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
乳製品製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集乳業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚介類販売業		142	23	8	14	-	-	-	-	-	-	-	-	78
魚介類せり売り業		4	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
魚肉練り製品製造業		6	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	4
食品の冷凍または冷蔵業		9	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
かん詰めまたはびん詰食品製造業(上記および下記以外)		4	1	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4
喫茶店営業		198	17	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	17
あん類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
アイスクリーム類製造業		31	4	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	23
乳類販売業		185	10	8	12	-	-	-	-	-	-	-	-	48
食肉処理業		4	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
食肉販売業		79	8	10	13	-	-	-	-	-	-	-	-	42
食肉製品製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食用油脂製造業		1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1
みそ製造業		5	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3
醤油製造業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
ソース類製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
酒類製造業		1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
豆腐製造業		6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	6
納豆製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
めん類製造業		4	1	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	4
そうざい製造業		71	5	2	3	-	-	-	-	-	-	-	-	52
添加製造業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
食品の放射線照射業		-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
清涼飲料水製造業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
氷雪製造業		3	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
氷雪販売業		2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		1,842	198	94	135	-	-	1	-	-	-	-	-	917

(2) 許可を要しない食品関係施設

許可を要しない施設数は表2のとおりである。法違反による行政処分および告発はなかった。

表2 許可を要しない食品関係施設数 (H27.3.31現在)

種別	区分	施設数	処分件数 (H26年度)				告発件数	監視指導施設数
			止業務令禁	止業務令停	止物品令廃	その他		
給食施設	学校・保育所等	56	-	-	-	-	-	43
	病院・診療所	4	-	-	-	-	-	4
	事業所	8	-	-	-	-	-	-
	その他	15	-	-	-	-	-	7
合計		83	-	-	-	-	-	54

(3) 福井県食品衛生条例に基づく許可および登録営業施設数

許可および登録営業施設数は表3のとおりである。

表3 食品衛生条例に基づく営業許可および登録状況 (H27.3.31現在)

業種	施設数	継続許可数	新規許可数	廃業施設数
許可	魚介類加工業	38	1	-
	漬物製造業	31	4	1
登録	魚介類行商	3	-	-

2 食中毒発生状況

平成26年度に1件発生し、4名の患者が出た。

表4 食中毒発生状況 (各年度末現在)

区分	H22	H23	H24	H25	H26
発生件数	1	2	2	1	1
患者数(人)	2	13	15	5	4

3 衛生教育実施状況

講習会の内容は、食品に関する最近の話題、食中毒発生状況、食中毒の予防、ふぐの取り扱い、自主管理点検の記録等を中心に、手洗いチェッカー等も取り入れて実施した。

- ・当センター主催：旅館業における衛生管理も含めた講習会7回、255人
 食品衛生責任者対象講習会4回、540人
 保育園児を対象にした食品衛生講習会26回、744人
 食中毒・感染症予防研修会1回、51人
 食品営業関係者への衛生指導2回、6人
 学校・児童福祉施設の給食管理担当者への衛生講習1回、24人
 研修医師4回、4人
- ・食品関係の組合、地域の組合団体等からの要請：9回、230人

- ・ 営業者からの要請：5回、124人
- ・ 若狭食品衛生協会からの要請：2回、46人

表5 平成26年度 衛生教育実施状況

対 象	参加人数
小浜市菓子組合	22
若狭町上中料飲組合・若狭町上中食品組合	31
夏季旅館（小浜市）	67
夏季旅館（高浜町 高浜、三松、音海地区）	87
夏季旅館（高浜町 和田地区）	36
浜茶屋営業者、移動店舗営業者（小浜市、おおい町）	11
小浜海産物従業員	73
夏季旅館（おおい町 大島地区）	45
夏季旅館（高浜町 日引地区）	9
社交飲食業生活衛生同業組合	27
高浜町飲食店組合	31
大飯旅館料飲組合	13
小浜魚商組合	29
PLANT 2 上中店調理従事者	9
大飯郡菓子組合	10
若狭青果食品協同組合員	22
食中毒・感染症予防研修会（1回）	51
食品衛生指導員（2回実施）	46
飲食店関係者（2回）	6
名田庄商会	9
津田孫兵衛	18
若廣従業員	15
研修医師（4回）	4
学校・児童福祉施設の給食管理担当者	24
小浜市学校給食調理員	45
食品衛生責任者（4回実施）	540
保育園児を対象にした食品衛生教室（26回）	744

4 ふぐ処理施設届出数およびふぐ処理登録者数

ふぐ処理登録者は増加傾向にあり、管内のふぐ処理登録者は357人、ふぐ処理施設は153施設である。

表6 管内ふぐ処理施設および登録者数 (H27.3.31現在)

市町名	ふぐ処理施設数	ふぐ処理登録者数
小 浜 市	91	216
高 浜 町	44	100
おおい町	15	29
若 狭 町	3	12
合 計	153	357

5 調理師・製菓衛生師試験および免許取得状況

調理師試験および製菓衛生師試験の受験者数、登録者数は昨年度と比べて減少した。

表7 調理師・製菓衛生師の受験および免許取得状況 (各年度末現在)

区分		年度				
		H22	H23	H24	H25	H26
登録者	調理師	55	44	53	59	45
	製菓衛生師	5	6	4	4	2
同上累計	調理師	5,422	5,466	5,519	5,577	5,622
	製菓衛生師	190	196	200	204	206
受験者数	調理師	58	42	44	45	25
	製菓衛生師	6	9	5	6	3
合格者数	調理師	25	22	32	37	21
	製菓衛生師	2	5	3	4	1

6 食品等の収去検査状況

食品等の収去検査状況は表8のとおりである。福井県衛生指導基準に違反するものが1件あった。なお、当該品については、改善を指導した。

表 8 平成 26 年度 食品等の収去検査状況

品目別	検査項目 検査数	理化学検査	細菌検査	不適数	
		検体数	検体数	食品衛生法	規範及び 指導基準
菓子	23(1)	6	17(1)	-	1
食肉製品	1	1	1	-	-
魚肉ねり製品	3	2	3	-	-
魚介類加工品	1	1	-	-	-
冷凍食品	4	-	4	-	-
煮干	-	-	-	-	-
佃煮	1	1	-	-	-
清涼飲料水	2	2	2	-	-
豆腐および加工品	2	1	1	-	-
めん類	2	-	2	-	-
そうざい	9	-	9	-	-
漬物	7	6	1	-	-
生食用生鮮魚介類	2	-	2	-	-
生食用かき	1	-	1	-	-
氷雪	1	-	1	-	-
氷菓	1	-	1	-	-
果実・野菜の加工品	1	1	-	-	-
弁当および調理パン	23	-	23	-	-
味噌・醤油	4	4	-	-	-
かん詰・びん詰	1	-	1	-	-
アイスマルク	1	1	1	-	-
いくら、すじこ、たらこ	1	1	-	-	-
乳および乳飲料	1	-	1	-	-
残留農薬等その他	器具・容器包装	20	20	-	-
	魚介類	2	2	-	-
	養殖魚	3	3	3	-
	養殖かき	3	3	3	-
	玄米	1	1	-	-
	野菜	5	5	-	-
	大豆	1	1	-	-
	鶏卵	1	1	1	-
	ジビエ肉	1	-	1	-
	ふぐ塩蔵品	-	-	-	-
	ヒラメ	1	-	1	-
	貝類（かき以外）	1	1	-	-
	ゆでがに	1	-	1	-
輸入食品	5	5	-	-	
合計	137(1)	70	81(1)	-	1

※（ ）は不適検体数の内数。

第2章 動物愛護・犬の危害防止

ポイント

- ・譲渡数は犬6頭、猫6頭で前年度より増加した。
- ・犬の新規登録は117頭で前年度より減少、注射頭数は1,633頭で前年度より増加した。
- ・捕獲頭数は犬が21頭、引取り数は犬が2頭で、猫が96頭であった。
- ・引取り数が減少した為、処分頭数は前年度より減少した。

1 動物愛護関係業務

動物関連の業務は、犬、猫等に関する苦情処理から、地域住民に対する動物愛護思想の普及啓発まで多岐にわたっている。

地域住民からは徘徊犬の捕獲の他、飼い犬及び飼い猫の適正飼育の普及、啓発の要望などが多い。(表1)

2 狂犬病予防および犬の危害防止

犬の登録および狂犬病予防注射業務は、各市町において実施している。当センターによる犬の危害防止業務としては、条例に基づき野犬等の捕獲および飼犬の不適正飼育に対する指導等を主に毎週火・木曜日に市町の協力を得ながら実施している。

また、管内の動物取扱業登録施設は12施設あり、年1回の立入検査と動物取扱責任者研修を実施している。

表1 犬の狂犬病予防・動物愛護業務の状況

(各年度末現在)

区分		年度					
		H22	H23	H24	H25	H26	
登録	小浜市	107	101	94	102	74	
	高浜町	45	29	42	42	26	
	おおい町	51	33	35	21	17	
	合計	203	163	171	165	117	
注射	小浜市	985	874	958	878	927	
	高浜町	436	418	396	398	402	
	おおい町	436	392	306	331	304	
	合計	1,816	1,684	1,660	1,607	1,633	
捕獲引取等	捕獲頭数	20	26	19	22	21	
	引取数	犬	12	12	5	7	2
		猫	225	193	175	105	96
	返還頭数	2	4	0	6	5	
	譲渡数	51	14	18	5	12	
	処分頭数	222	205	165	109	101	
	咬傷事故	3	2	6	4	5	
苦情	野犬捕獲	8	17	13	13	19	
	放し飼い	4	2	2	2	4	
	逸走動物問合せ	25	21	36	36	26	
	汚物・悪臭	5	4	6	3	2	
	合計	42	44	57	54	51	

※若狭町(旧上中町)は二州HWCで計上しているため集計していない。

表2 譲渡前飼い主講習会
実施状況 (H26年度)

実施回数	受講者数
8回	14人

表3 動物取扱業登録施設

(H27.3.31現在)

販売	保管	貸出	訓練	展示	施設数
4	7	-	2	2	12

第3章 環境衛生

ポイント

- ・生活衛生営業施設数は、旅館等の廃止が目立つが、その他の施設では大きな変化はない。本年度は理容所の監視を行った。
- ・管内の廃棄物許可業者に対し定期的に立入検査を実施し、適正処理を指導している。
- ・一般廃棄物の処理、リサイクル状況については、廃棄物処理の広域化とリサイクル施設の整備が進んでいる。
- ・下水道や集落排水処理施設の普及により、浄化槽の設置件数は年々減少している。

1 生活衛生営業施設

管内の生活衛生営業施設は表1のとおりである。

当管内は、夏期の海水浴シーズンを中心に関西方面から多くの観光客が訪れているが、その宿泊施設として主に旅館が利用されている。しかし、観光客の減少や営業者の高齢化等によって施設数は年々減少傾向にある。

また、旅館・公衆浴場の入浴施設からのレジオネラ症発生防止対策として、自主検査の徹底と行政検査も実施している。

理容所、美容所およびクリーニング所等の施設数については、特に目立った変化は無い。

表1 生活衛生営業施設数

(H27.3.31現在)

業種別	区分	市町別営業施設数				平成26年度中許可等状況			
		小浜市	高浜町	おおい町	若狭町	計	許可件数	廃止件数	監視件数
理容所		41	8	10	6	65	2	3	63
美容所		63	23	9	13	108	2	1	2
クリーニング所		6	2	3	1	12	-	2	12
(取次所)		14	3	2	3	22	4	6	22
公衆浴場		2	2	5	5	14	-	-	5
興行場		1	2	3	1	7	-	-	-
旅館業法	ホテル	8	1	3	-	12	-	-	6
	旅館	78	120	59	8	265	1	7	166
	簡易宿所	11	17	29	8	65	1	2	21
	下宿	-	-	-	-	-	-	-	-
	特例旅館	16	61	2	-	79	79	6	78
小計		113	199	96	16	421	81	15	271

2 廃棄物

(1) 産業廃棄物許可業者（収集運搬業・処分業）

産業廃棄物収集運搬業許可業者は増加傾向にあり、県外許可業者が約70%を占めている。管内は京都府、滋賀県と隣接していることから、県外業者の割合が多くなっている。

産業廃棄物処分業者・産業廃棄物処理施設については建設リサイクル法の施行により、建設系廃棄物のリサイクルを行う破碎処理施設が多数を占めている。

表2 産業廃棄物・特別管理産業廃棄物収集運搬業許可業者数・監視数 (H27.3.31現在)

業種	業 者 数			監 視 数		
	管内	管外	計	管内	管外	計
産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を除く。)	48	117	165	17	-	17
産業廃棄物収集運搬業 (積替え保管を含む。)	7	-	7	7	-	7
特別管理産業廃棄物収集運搬業	4	14	18	2	-	2
合 計	59	131	190	26	-	26

※特別管理産業廃棄物：爆発性、毒性、感染性を有する産業廃棄物。

表3 産業廃棄物処分業許可業者数・監視数 (H27.3.31現在)

業種	業 者 数	監 視 数
産業廃棄物処分業	16	25
特別管理産業廃棄物処分業	-	-
合 計	16	25

(2) 産業廃棄物処理施設

管内9施設の内、1施設が自社廃棄物の処理施設である。

また、平成13年2月からは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により、新たに木くずおよびがれき類の破砕施設で処理能力が5t/日以上は許可施設となった。

なお、焼却施設においては、ダイオキシン類の排出規制や施設の構造基準が強化された。

表4 産業廃棄物処理施設許可件数の推移 (各年度末現在)

種 別	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	備 考
汚泥の脱水処理施設	2	2	2	2	2	2	2	移動式2
汚泥の焼却施設	2	2	2	1	1	1	1	自社1
木くずの破砕施設	2	2	2	2	2	1	1	
がれき類の破砕施設	5	4	4	4	4	4	4	
廃プラスチック類焼却施設	1	1	-	-	-	-	-	
安定型最終処分場	2	1	1	1	1	1	1	
合 計	14	12	11	10	10	9	9	

(3) ごみ処理・リサイクル・し尿処理状況

通常、収集されたごみは、再資源化、破砕、焼却等の中間処理を行い、その残さ等を埋め立て処分しており、管内では一般廃棄物最終処分場は各市町村（合併前）に一カ所設置されている。

ごみ焼却施設はダイオキシン類対策を推進する上で、平成14年度から小浜市、若狭町（旧上中町）、おおい町（旧名田庄村）での広域処理が開始された。

リサイクルについては、各市町において分別収集が拡大されつつあり、金属等の有用資源の回収や容器包装等の回収が行われている。また、分別収集によるリサイクルのほか、自治会、PTAなどによる集団回収も行われている。

し尿処理については、管内の市町において下水道や農業集落排水施設等の整備が進められていることから減少傾向にあり、若狭町（旧上中町）は小浜市の施設で処理している。

表5 ごみ処理施設およびし尿処理施設数 (H27.3.31現在)

区分 市町名	ごみ焼却施設	最終処分場	し尿処理施設
小浜市	1	1	1
高浜町	1	1	-
おおい町	1	2	-
若狭町	-	1	-
合計	3	5	1

(4) 廃棄物の不適正処理防止

産業廃棄物処理施設等の不足から不適正処理や不法投棄が懸念されるため、重点監視区域を定め、市町、警察などからなる「不法処理防止連絡協議会」での連携を強化するとともに、合同パトロールや休日・夜間のパトロールを実施し、不適正処理等の防止に努めている。

3 自動車リサイクル法

平成17年1月1日に自動車リサイクル法が施行され、使用済み自動車の引取り、フロン類の回収、解体、破碎を行う場合は登録または許可が必要になった。

管内の登録・許可業者は表6に示すとおりである。

表6 登録・許可業者数と立入検査数 (H27.3.31現在)

区分 種別	業者数	立入検査数
破碎業	3	4
解体業	4	6
フロン類回収業	13	6
引取業	29	6
合計	49	22

4 ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物の処理

PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年6月30日までに保管状況および処分状況等について届け出る必要があり、管内では38事業者が届出を提出している。

また、県内のPCB廃棄物（低濃度PCB廃棄物を除く。）は、国の基本計画により北海道室蘭市に設置された拠点的広域処理施設（中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）北海道PCB処理事業所）において、処理することが必要となっている（トランス・コンデンサ：平成35年3月31日、安定器等・汚染物：平成36年3月31日まで）。

平成26年度は、管内の6事業者が処理を実施した。

5 浄化槽

管内の浄化槽設置施設数は表7のとおりである。浄化槽に関する法律や構造と正しい使用方法を周知し、適正な維持管理の徹底と快適な生活環境づくりを図るため、新規の浄化槽設置者に対して講習会を毎年実施している。

表7 管内（市町別）浄化槽設置数等の概況

(H27. 3. 31 現在)

区分 市町名	26年度 累計	届 件	出 数	廃 止 数	内合併 浄化槽数	7条検査 実施状況 (設置後の水質検査)	11条検査 実施状況 (定期検査)	浄化槽 工事 登録 数	浄化槽 保守点 検業 登録 数
小 浜 市	864	8	88	397	4	251	13	1	
高 浜 町	347	1	19	123	1	67	8	2	
お っ お い 町	226	4	15	154	1	110	4	1	
若 狭 町	101	4	2	45	3	56	4	-	
合 計	1,538	17	125	719	9	484	29(県外5)	4	

6 飲料水

管内の水道施設数は表8のとおりである。上水道の整備が進んでいる。

表8 水道施設数

(H27. 3. 31 現在)

区分 市町名	上 水 道	簡易水道	専用水道	飲 料 水 供給施設	計	行政人口	給水人口	普 及 率 (%)	簡 易 専用水道
小 浜 市	1	14	-	5	20	30,151	29,526	97.9	17
高 浜 町	1	4	1	2	8	10,770	10,750	99.8	10
お っ お い 町	-	5	2	4	11	8,562	8,432	98.5	9
若 狭 町	1	1	-	-	2	7,706	7,103	92.2	9
合 計	3	24	3	11	41	57,189	55,811	97.6	45

7 その他

特定建築物とは、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅などに利用される相当程度の規模の建築物のことで、管内に特定建築物は24施設ある。

表9 特定建築物等施設数

(H27. 3. 31 現在)

区分 市町名	特定建築物	建築物飲料水 貯水槽清掃業	建築物清掃業	火葬場	墓 地	納骨堂	温 泉
小 浜 市	10	2	1	2	143	1	-
高 浜 町	6	1	-	2	106	-	1
お っ お い 町	7	1	-	1	74	-	2
若 狭 町	1	-	-	16	27	1	-
合 計	24	4	1	21	350	2	3

第4章 環境保全

ポイント

- ・管内では、大気汚染防止法等の環境保全関係の法律に基づく届出施設数は、近年ほぼ横ばいの状態である。
- ・届出のある工場・事業場に対して立入調査を実施しており、指導事項としては氏名等変更届出の提出が多かった。
- ・福井県では地下水の概況調査およびダイオキシン類濃度の調査を実施しており、その結果、管内においては全ての地域で環境基準を達成していた。
- ・平成26年度に当センターに寄せられた公害に関する苦情のうち大半が油流出によるものであった。

1 ばい煙発生施設等届出状況

ばい煙発生施設・特定施設等の設置工場・事業場は、小浜市に多く、管内の約50%を占める。これらの施設の数および届出状況は、表1のとおりである。

届出のあった工場・事業場に対しては立入調査による監視指導を実施している。

表1 環境保全関係届出施設設置工場・事業場数

法(施設)区分	区 分	小 浜 市	高 浜 町	おおい町	若 狭 町	合 計
大気汚染防止法 (ばい煙発生施設)	H25 累 計	15	4	5	8	33
	届 出 件 数	3	3	3	2	11
	廃 止 件 数	1	-	1	1	3
	H26 累 計	14	5	5	7	31
	立入実施件数	5	2	5	3	15
大気汚染防止法 (粉じん発生施設)	H25 累 計	4	7	0	4	11
	届 出 件 数	3	7	2	-	12
	廃 止 件 数	-	2	1	-	3
	H26 累 計	5	8	1	0	14
	立入実施件数	2	1	3	-	6
水質汚濁防止法 (特 定 施 設)	H25 累 計	253	66	40	41	411
	届 出 件 数	-	4	7	3	14
	廃 止 件 数	6	-	-	2	8
	H26 累 計	253	69	42	38	402
	立入実施件数	18	6	8	5	37
ダイオキシン類 対策特別措置法 (特 定 施 設)	H25 累 計	1	5	2	6	14
	届 出 件 数	-	-	-	-	-
	廃 止 件 数	-	1	2	1	4
	H26 累 計	1	5	2	5	13
	立入実施件数	1	5	3	6	14
福井県公害防止条例 (特 定 施 設)	H25 累 計	4	5	2	1	12
	届 出 件 数	-	5	4	-	-
	廃 止 件 数	-	1	-	-	1
	H26 累 計	4	5	2	1	12
	立入実施件数	2	2	2	-	6

2 環境基準達成状況

福井県では、毎年地下水の水質検査（概況調査）を行っており、平成 26 年度は、表 2 のとおり、管内では 7 箇所を検査を実施した。概況調査で環境基準を超過した地下水については、毎年継続監視調査を実施し、現状や経過について把握している。

また、福井県では、毎年、県内における大気、水質、土壌のダイオキシン類濃度の調査を実施しているが、平成 26 年度の管内での調査地点は表 2 のとおりである。なお、全ての地点で環境基準を達成していた。

表 2 地下水およびダイオキシン類調査地点

調査区分	市町村	地点名	判定結果	その他
地下水概況調査	小浜市	湯岡	適	
		野代	適	
		多田	適	
	高浜町	東三松	適	
	若狭町	兼田	適	
	おおい町	名田庄久坂	適	
		川上	適	
地下水継続監視調査	小浜市	下竹原	不適	不適項目：硝酸性窒素および亜硝酸性窒素
		下竹原	適	
		駅前町	適	
	高浜町	東三松	不適	不適項目：硝酸性窒素および亜硝酸性窒素
			適	
		立石	適	
			適	
菌部	不適	不適項目：砒素		
	宮崎	適		
ダイオキシン類行政検査（排出ガス）	高浜町	水明	適	
	おおい町	本郷	適	
ダイオキシン類行政検査（地下水）	小浜市	深谷	適	
	おおい町	名田庄虫鹿野	適	

3 公害苦情

平成 26 年度における公害苦情件数は表 3 のとおりであり、野外焼却や油流出による苦情が大半を占めている。

表 3 公害苦情件数

苦情内容	大気汚染	水質汚濁	その他
件数	5 件	5 件	1 件
備考	野外焼却	油流出等	不法投棄等